質　問　票

　残業時間の上限規制、年次有給休暇の所得義務化など改正労働基準法を含む働き方改革関連法が本年４月１日から順次施行されています（ただし、中小企業は令和２年４月１日施行のものも有ります）。

施行から半年が経過し、皆様の事業場で法令を踏まえた労務管理を行う中で、あるいはこれから法令を踏まえた労務管理を行う上で、改正労働基準法等に関して生じた疑問点等があれば、以下の欄にお書きください。

質疑応答の時間において、取り上げさせていただきますが、他の受講生にも参考となる質問とはいえない個別事案等については、本研修で取り上げない場合もございますので、予めご了承ください。

質問事項

|  |
| --- |
|  |

※　この質問票は、１１月１１日（月）までに、長野産業保健総合支援センターあて、メール（アドレス：info@naganos.johas.go.jp）によりご提出ください。